

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月10日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第48号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後														
第23条 略 2 略 3 課及びセンター並びに室に参事、技術監及び検査監を、危機管理防災課に国民保護・防災対策監を、行政デジタル推進課に情報監を、社会福祉課に監査監を、生産者支援課に団体検査・指導監を置くことができる。 4 略 5 第3項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理し、第1項に規定する職が不在のときは、その職務を代行する。 <table><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>監査監</td><td>略</td></tr><tr><td>団体検査・指導監</td><td>略</td></tr></table>	略		監査監	略	団体検査・指導監	略	第23条 略 2 略 3 課及びセンター並びに室に参事、技術監及び検査監を、危機管理防災課に国民保護・防災対策監を、行政デジタル推進課に情報監を、社会福祉課に監査監を、<u>こども家庭課にこども政策調整監を</u>、生産者支援課に団体検査・指導監を置くことができる。 4 略 5 第3項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理し、第1項に規定する職が不在のときは、その職務を代行する。 <table><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>監査監</td><td>略</td></tr><tr><td><u>こども政策調整監</u></td><td><u>課の分掌事務に係るこども施策の推進に関する事務</u></td></tr><tr><td>団体検査・指導監</td><td>略</td></tr></table>	略		監査監	略	<u>こども政策調整監</u>	<u>課の分掌事務に係るこども施策の推進に関する事務</u>	団体検査・指導監	略
略															
監査監	略														
団体検査・指導監	略														
略															
監査監	略														
<u>こども政策調整監</u>	<u>課の分掌事務に係るこども施策の推進に関する事務</u>														
団体検査・指導監	略														

附 則

この規則は、令和 7 年10月14日から施行する。